

「令和6年能登半島地震」の被災者の方々に対する
契約者貸付・入院給付金等の特別取扱いについて

このたびの「令和6年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、今回の「令和6年能登半島地震」の被災者の方々を支援するため、下記のとおり対応を実施します。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）の利息免除

新規の契約者貸付について以下のとおり対応を行います。

対 象	災害救助法適用地域（*）に居住し被災された個人保険および個人年金保険のご契約者。 ただし、変額保険および変額年金保険は対象外。
金 利	年利 0.0%
上 記 金 利 適 用 期 間	新規貸付日から2024年7月31日まで
受 付 期 間	2024年1月1日から2024年3月31日まで
その他	利息免除は、書面および大樹生命マイページによるお手続きとなります。

（*）「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法の適用地域

2. 入院給付金の特別取扱い

＜今回の災害によりケガで入院された方への対応＞

給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所が発行した診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いします。

被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いします。

<今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応(ケガ、病気を含む)>
被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客さまが、当初の予定より早い退院を余儀なくされる場合や、入院できずに自宅・避難所等で療養される場合が想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いします。

3. 地震による免責条項の不適用

被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いします。

<上記1・2・3のお問い合わせ先>

大樹生命お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9：00～18：00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

以 上